

関東地方整備局河川部 海岸事業計画段階評価検討委員会（平成25年度第1回）
議事録

■西湘海岸 海岸保全施設整備における計画段階評価 対応方針（原案）の審議
（上記について事務局から資料1、資料2により説明）

○佐藤委員長

ありがとうございます。資料1は、先ほどの議論で出てきた計画段階評価の流れ、資料2がそれをもとに西湘海岸について整理した資料ということになります。お手元には神奈川県と国交省で共同で設置した委員会の資料もございますので、それもベースにさせていただきながら議論を深めていきたいというふうに思います。これもどこからでも構いませんので、お気づきの点、ご意見、ございましたらお願いいたします。

○清野委員

ここで評価する範囲というのはある意味、かなり狭い範囲なんだと思うんですね。やっぱり流域の土砂管理だとか、それから河川だとか近隣の海岸の関係者との連携だとか、あるいは現在、西湘バイパスの、道路による利用があるためになんかハードに守らなければいけないということだとか、工法の選定もあると思いますので、こういう評価の中でどこに入れるのが適切かはわからないんですが、もうちょっと周辺の土地利用なり施設の情報も加味してアダプティブに考えていくというのが、そういう仕組みが入れられないのかなと思います。緊急的に今、西湘バイパスがあるという前提で整備していくというものと、それから海岸の回復状況あるいは工法が成功するかとか、周辺のいろんなものが協力を得られるかによっても、また境界条件が数十年スパンで変わってくる可能性もあると思いますので、そこは耐用年数も数十年だと思いますけれども、そのあたり、考え方だけでも教えていただけたらと思います。

○佐藤委員長

お答えいただけますか。

○事務局

初めに、流域の土砂管理等関係者との連携に関するご意見がございました。西湘海岸は酒匂川からの土砂供給がありますので、対策を実施する際には酒匂川を管理されている神奈川県とも連携していくことが大変重要だと考えております。また、土地利用の観点に関するご意見も頂きました。お手元に西湘海岸保全対策検討委員会の資料をお配りしておりますが、過去には西湘海岸では地引網等ありましたので、対策を検討するに当たっては、沖合施設等があると支障があるとか、生活にもかかわってきますし、そもそも砂浜のいい海岸でございますので、コンクリートの対策でいいのかという議論がなされております。その中で過去には岩盤型という、砂浜の細く効果があり、常時は埋設している環境にも配慮した対策について検討されています。詳細につきまして、今後、地元とも調整しながら、ということになるかと思っております。

○佐藤委員長

よろしいですか。

○清野委員

はい。

○関根委員

今の流域の土砂管理という観点で、私は河川の専門家ですのでお話しさせていただきます。実はもう何年も前から、神奈川県が酒匂川の流域の土砂管理についての検討会を行ってきておまして、その委員長をさせていただきながら、これについて継続して見てきております。そういう中で最近では2つほど大きなイベントがあったと私は認識しています。1つは今、話題になっている平成19年の台風で、海岸線が大分大きなダメージを受けました。もう一つが、先ほどご説明いただいた資料の1ページの右側の表の3段目のところにあります平成23年9月の台風です。これは、酒匂川のさらに上流の静岡側から流れてくる鮎沢川という川の源流近くで起こった相当の集中豪雨が原因としてあって、山腹崩壊や土石流が起こって、大量の土砂が川に入りました。その影響が今もまだ残っているような状況にあります。そういう変化が起こった後、我々はどうのように復元することを考えればよいのか、あるいはさらに新たな姿を模索して何をしていくのがよいのかということを検討しています。この議論の延長上に海岸線がありますので、この辺りをしっかり考えながら、河川と海岸とを一体となって見ていきたいと思っております。神奈川県は、このあたりのところで大分苦慮されてきましたので、今回、国に対応をお願いするということにしたのであろうと思います。双方の間で上手に連絡をとり合いながらしていただけるものと思っていますし、私にできることはしっかりとさせていただければと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員長

ほか、いかがでしょう。

どうぞ。

○多々納委員

2点ほどありまして、先ほどの、この前にありました委員会のときにも申し上げた点と関連しますけれども、海岸保全基本計画とか、あるいは県からの要望という議論があるでしょうし、ここに実際に検討委員会も一緒にされているということなんですが、それが課題の把握と現状の分析というところの文言といいますか、そここのところあまり反映されていない。反映されているのかもしれないですが、そういうことをベースにしてこうあるということがわかりにくいので、仮にこの資料をつくられて公開されるのであれば、そのあたりを修正いただけないかということが1つです。

それからもう一つは、単純な質問になりますが、5ページのところで、平成19年台風9号による再度災害防止のためと書いてありますが、最低限30メートル以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜ということをするれば、あたかも再度災害が防止できるかのように見えるんですけども、19年のときの汀線が30メートルあっても被災が起きているというように見えなくもないのですが、そのあたりについてど

のように考えたらよいか、追加してご説明いただければありがたいです。

もう1点、すみません。最後ですが、先ほど清野委員からもご指摘があったところだと思うんですけども、新しい技術を導入されるということですから、余計実施に際しては工夫が必要だろうと思います。実際に適用されてみて、その結果がよいか悪いか、あるいは改善するところはないかというようなところを見ながら若干、改善、工夫をしていくというような考え方で、適応的計画という言い方があるんです。生物のほうの、生態の先生方はよく使われる話ですが、そういう考え方をある程度用いていただいて、今考えている過程は、こうなるだろうということで事業をしようとしているだけです。ところが実際にやってみて、観測してみると違うかもしれないわけです。あるいは工夫の余地がまだあるかもしれない。そこについてもう一度考え、フィードバックをしながら徐々によいものにしていくというようなことを考えてやっていただいたらどうかというご提案だったと思うので、私も全く賛成するところです。そこに神奈川県やそのほかのステークホルダーの皆さんにきちっと入っていただいて、できるだけこの事業が地元からも歓迎される事業という形にさせていただけたらよいと思う次第です。そういう観点から若干、そのあたりのただし書きのものを最後のあたりにでも加えていただけるとありがたいなと考える次第です。

以上です。

○事務局

多々納委員から2点ほどご意見があったかと思います。1つ目の神奈川県がつくられている海岸保全基本計画との関係ですが、こちらは達成すべき政策目標、それから具体的な達成目標のところに記載しておりますけれども、神奈川県は海岸保全基本計画と整合を図っております。その中でも「最低限30メートルの幅」とされております。平成19年9月の台風来襲前後を赤と青で書いておりますけれども、基本的に今回、青で30メートルなかったところが被災しており30メートルあれば19年9月のときには被災しておりません。

○多々納委員

今で聞きますけれども、この5キロというところから4.5キロぐらいまでの間、あるいはそのあたりは青い線で見ると、30というのはこの点線ですよ、多分。この点線よりも上側に汀線があったのに、実際に19号の後にはゼロになっているように見えるんですが、これは僕の見間違いですか。

○事務局

本来、海岸の保全というのはもう少し広く見て考えるべきなので、部分的に見て30メートルあるからいい、悪いという問題ではないのだと思います。本来は、もう少し広く見て必要ということをおっしゃると思うんですが、おそらくご指摘が具体的な達成目標のところ、再度災害防止のためという表現が誤解を招く、もしくは混乱を招くということであるならば、表現の修正は検討させていただければと思います。

○多々納委員

趣旨としては、「のため」と直接書かれると少し違和感があると。むしろ「を目指して」ぐらいの話と

か、あるいは「などをできるだけ防ぐために、神奈川県海岸保全基本計画でも目標としているこの30メートルをここの事業の目標とする」というふうにされたほうが、素直ではあるだろうと思います。だからそのあたりの修文をお願いできればと思います。

○事務局

わかりました。

もう1点ございました、事業を行った後のところですが、海岸事業を含む公共事業につきましては、今の事業評価制度上でも再評価、それからやった後に効果がどうだったかという完了後の事後評価という仕組みもございます。そこにつきましても砂のつきぐあいとかがどうだったとか、そういうのを含めて、もちろん整備をしたままではなくて、やりながらさらに改善していくとか、その評価を踏まえて、取り組んでいきたいと思っております。

○多々納委員

それはわかっているんですが、むしろこの場合は積極的にそういったことを、今の計画段階評価の中に言葉として盛り込めないかということをお伺いしているわけです。言えば、神奈川県からの非常に強い要望もあり、あるいは一緒に検討された検討委員会の資料もあり、そういったところの中から出てきた案ですから、この案そのものはおそらく非常に、今のところ実現性が高いんだろうという評価をされているんだと思います。しかしながら、必ずしもそれでうまくいくという保証もないのも事実ですから、そのあたりのところを若干書いていただいて、定期的に協議をすとか、観測を必ずして定期的な見直しというものを、今おっしゃったようなことをあわせて書かれたらいい。再評価のタイミングとか、そういったところであわせて検討していくんだということを少し書いていただいて、そのことで今の適応的な制御というんですかね、通常は。そういったものの考え方を取り入れるというようなことを入れていただければいいかなと思います。

○佐藤委員長

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○関根委員

今のことと関連しますが、おそらく実際に施工が進んでいく中で、モニタリングはされていくものと思います。これは県が行うのか国交省が担当するのかわかりませんが、そのデータは、この資料にあります西湘海岸保全対策検討委員会のようなところがずっと見つけて、把握をされていくわけですね。

○事務局

進めるに当たりましては、もちろんご意見をいただきながらやっていく必要があると思っておりますので、進め方、どういう形かというのはまた今後も検討しますけれども、そのような場で活用する等考えていきたいと思っております。

○関根委員

この委員会ではモニタリングの結果を踏まえて議論することはなく、こことは別の場で議論されるという理解でよろしいですね。

○事務局

はい。

○佐藤委員長

どうぞ。

○清野委員

西湘バイパスの位置づけについて教えていただきたいんですけど、これは海岸に占用許可を出して通させてあげているという位置づけなんでしょうか。つまり何を言いたいかという、かなり景観に配慮してということで今回頑張るわけですけれども、そのわりに道路さんのほうは施設維持のためにかなりハードなものをつくっていくので、せっかく海岸で気を使っても隣にある構造物がかなり景観としては厳しいし、利用的にはあまり気持ちのいい感じではないわけです。そのあたりは、海岸道路はなかなか評価が厳しいと思いますので、厳しいというか、今はいいんですけども、長期的にどうするかという議論は数十年間にやはり私は起きてくると思いますので、そのあたりをちょっと、位置づけ、それから道路があって保守のためにかなりコストをかけていくわけです。だからこういうバイパスが、当初想定した、海岸に土地利用の調整が簡便だから通させてあげるという政策から、徐々に維持管理も考えたときに、果たしてこのバイパスがあるがためにかかっているコストだとか、事業の景観や環境の質が落ちるということをどういうふうに評価していったらよろしいでしょうか。委員の方も含めてご意見をいただけたらと思います。

基本的にあまり、周辺の話は議論しないということではあると思いますが、一般のセンスから言うと、西湘バイパス、なぜ直轄化してでも守るのかということの話になるので、いずれにしても考えなきゃいけないところだと思いますので、そういう点でご質問させていただきます。

○多々納委員

いいですか。

○佐藤委員長

まず事務局、答えられますか。簡単でもいいので。

○事務局

西湘バイパスの海岸法上というか、公物管理上の位置づけと申しますか、部分的には確かに占用という形態になっているところもありますし、あるいはそれぞれ民地を買収して通しているところもあるので、まちまちだということでございます。

○佐藤委員長
多々納先生。

○多々納委員

オレゴン州の高速道路がありまして、あれはポートランドですか、川の横を走っていた高速道路があります。これも景観上の問題等々で、随分前ですが撤去したという話もありますし、ソウルでも同じようなことがありましたということを考えていくと、なぜこの西湘バイパスだけ残すんだという議論は、ある意味では当然だと思われるんです、そういう流れから見ますとね。日本の状況とそれらの国とは状況が違うというのはもちろんわかっておりますし、そういう状況の中でどういうことを考えていくかというのは一つの視点としてあると思いますが、今回、僕、ここでの議論として考えなきゃいけないのは、道路を守るかということの視点で議論をしているのでは多分ないんじゃないかなと思っております。それよりも道路の背後に張りついている住宅地はたくさんあって、そういったところに与える影響というようなものもかなりの部分を占めているのではないのかな。そう考えると、一概に道路の話だけが今回の整備の主たる目的になるわけではないというふうに考えますと、やはり後ろの集積を考えますと、海岸保全というのは重要ではないかなと私自身は思っているところです。

○佐藤委員長

ちょっと事務局、宣言していただけますか。道路を守るための施設ではないと。

○事務局

はい。こちらにつきましては、2ページを見ていただきましても、背後に二宮町や小田原市の住宅も張りついておりまして、やはり国土を守るという目線で、住民とか住まいを守るということは保全対策の目標でございます。

○佐藤委員長

結果として道路も守れるということですね。

○事務局

はい。

○関根委員

もう一つ重要なこととして、漁業関係者がいらっしゃいます。海岸線をしっかりと保全していくということは漁師さんたちにとっては非常に大事な問題です。ですから道路の問題だけではなく、中に住んでいる方々もそうですし、そういう人たちのことも考えるべきではないでしょうか。

○清野委員

そういうふうに整理していただけてよかったですと思います。その場合は、事業の効果の中にもうちょっと地域の、砂浜があつての文化、特に砂礫浜が続くという環境の中で育まれてきた地引網であるとか、

あるいはこの区間で日本を代表するマリンスポーツだとか、そういった海洋文化が育まれたという部分をもうちょっと入れていただくほうがいいんだと思います。それがあからこそ背後の住宅地の価値というか、この場所に住むという価値が出てきていると思いますので、単に道路という話ではなくて、実はここがそういった、もうちょっと砂浜があることによる生態系サービスだとか、自然によるサービスを享受する地域であるというのを明記していただくのがいいと思います。

それに際しまして、せっかく今回、こういう関東での大きい事業を検討される中で、海岸事業のB/Cの中で、今私がお話したような景観とか地域文化とか、それから最近注目されている生態系サービスというのはなかなか今までベネフィットの中に算定するということができなかったと思います。トラベルコストとかCVMとか、手法的にかなり難しいなというものがあったので、せっかくですのでそういった、砂浜が守られるという防災上の機能が、副次的に環境利用にどういうふうに関連していくかという、総合的なパフォーマンスを発揮するということの定量化というのを努力していただくと、海岸事業とか砂浜を海岸保全施設として維持再生するということの評価のレベルというのが上がっていくのかなと思います。

以上です。

○佐藤委員長

先ほどからずっと時間が押しているんですが、また私の不手際でちょっと超過しておりますが、外形的には先ほど議論いただいた流れに沿って問題の把握、目標の明確化、複数案の比較と対応方針の決定というふうに進んでいっているということをご確認いただいて、結果として9ページ、10ページが先ほど出ていましたが集約すべき表かと思いますが、ここで今言ったプロセスに客観的に基づいて正しい判断が行われているかということをご議論いただければと思いますし、盛り込まれていないこと、あるいはわかりにくいことについては改善のご意見をいただければと思います。

私、1つ感じますのは今、清野先生あるいは関根先生からもいただきました漁業の話が、利用と書いてあるんですね。利用というといろんな利用もあって、例えば西湘バイパスだって利用なわけですから。もう少し漁業はエキスポリシットに出していただくのがいいんじゃないですか。利用が場所、場所によって違った意味で使われているというのが気になりました。それともう1個、これは細かい点ですが、12番目に養浜プラス堤防護岸というのがあって、これはだめだと書いてあるんですね。でも15、16、17は養浜プラス堤防護岸が入った上でさらにという、サブセットの位置づけになっているので、12はこれのみではだめだということを書いていただくのがいいかと思います。

そういう意図ですよ、採用しないというのは。これのみでは。

○事務局

はい、そういうことです。

○佐藤委員長

ほか、お気づきの点がございましたらご発言をお願いします。

○清野委員

今、委員長からも漁業の話がありました。漁業についてもやはり、ここの漁業が、地引網という各地ありますが、深海に面した砂礫浜での地引網ということで、やはり生物多様性であるとかそれを反映した多様な魚種、それから外洋から入ってくるような魚ということで、ここの漁業というのはかなり特徴的なものであって、そういう場を再生するという、漁業が必ずしも一部の参入従事者のものだけではなくて、この地域の価値を高めているだとか、あるいはそういうことによってこの地域、かまぼこだとか干物だとか、そういう地域経済への波及効果があるということで、砂浜が守られたり再生することと、今申し上げたような非常に特徴的な漁業であるということを示すような資料もつけていただくといいのかなと思います。それがあればもうちょっと地域社会としての海岸事業への期待だとか、あるいはモニタリングするときの多様な関係者の参加ということにもかかわってくると思います。これをやっていくことによって、直轄事業はどうしても地元と遠くなりがちなので、そういった、この計画段階の調査のときから多くの方に意見を聞きながら情報収集をしていくということの行為自体が、地域の方と情報を共有していくというプロセス、間接的ですけども、参加型の事業になっていくと思いますので、そのあたりをぜひ、事業の進め方としても今回、検討していただけたらと思います。

以上です。

○佐藤委員長

ほか、いかがでしょう。

はい、どうぞ。

○関根委員

今の点に関して申し上げますと、この流域の住民の方々の中に防災に関する認識の高い方が多数おられて、流域が今どのような土砂環境にあるかと言う点に付いても関心をお持ちになっています。直接お話する機会がありますので、その折などには多くの意見をいただきます。それから、先ほど申し上げた神奈川県を検討委員会では、川の漁協の方、海の漁協の方も委員として参画いただいて、意見交換しながらやってきています。今回のことを進めるに当たっても、彼らの話をしっかりと受けとめていただければと思います。おそらく申し上げるまでもなく、そのようなお考えで進めてくださるというふうに信じております。

それから、もう一つだけ意見を申し述べますと、資料の17番の岩盤型施設（仮称）と言う表現がありますが、施設という呼び方が本当によろしいのかお考えいただければと思います。あまりにも人工的なイメージを受けますので、（仮称）と書いていただいていることでもありますので、適切な名前を今後お考えいただいて、つけていただくのがよろしいかと思えます。

以上でございます。

○佐藤委員長

どうぞ。

○清野委員

今、関根先生からお話がありましたけれども、実はここの海域の漁業というのは日本の水産学と海洋学の中でも非常に重要な場所になっています。これは、非常に漁業として重要な海域に、今申し上げた道路事業が入るときに、漁業の人たちがその補償をめぐってきちんと調査をしていこう、つまり補償を個人に分配するのではなくて、この海域にどういうふうに人工的な人為改変が影響するかということをしきりと調査して、関係する人と協議をしていこうと決めた場であります。これは、公共事業と漁業の、特に海洋関係の調査の関係で非常に大きな社会的な枠組みをつくったとも言えます。そのためにここでは水産海洋学会という学会が毎年、地域研究集会というのを開きまして、河川管理者あるいは海岸管理者、関係する行政ともずっと地域の川から海までのマネジメントを検討している場所です。だからそこで直轄事業を行っていくということは非常にいいというか、きちんとした協議の場がある中で知識も情報も集約されている中でやっていくということですので、ぜひそういう社会的な枠組み、学だとか地域のかかわり、多様なほかの、国交省以外の行政とのかかわりという点でもパイロットになると思います。

その際に、先ほど関根先生からご紹介がありました、出水のときに土砂が出る問題をどういうふうに考えるかということも、いろんな検討がなされています。つまり短期的には、出水というのは漁具が壊れるとか濁るとか、被害という受けとめ方が多かったんですけども、一方で大量に土砂を出してもらわないと砂礫浜が再生しないということがありますので、そういう点でもこの酒匂川とか早川とか、急勾配の河川の土砂の海域への供給による自然の砂浜の回復、一方でそれをどのスパンで人間社会が被害とか、自律的な回復と見るかということでも重要なところですので、そういう意味も含めていい検討にしていただけたらと思いますし、できたらそういったインパクト、レスポンスみたいなことも含めた海域の評価ができるといいのかなと思っています。

以上です。

○佐藤委員長

ほか、ございますか。

○多々納委員

漁業の重要性は非常によくわかっているつもりではあるんですが、そこまでかという気がするんですね。金科玉条のようにしてしまうのもどうかと逆に思いまして、言い方を変えると、ここで言うところの9ページのところ、今、委員長からも指摘されたところだと思いますが、海岸利用に影響を与えると書いてあるのは、これは漁業のことではないのかというご指摘だと思いますが、それはそうならそうやって明確に書いたほうがいいと思います。じゃ、漁業だけを守る議論、漁業といっても地引網ですね、今の話だったら。その地引網がそんなに重要かという議論になってしまうのではないかな。もちろん今の文化とか、いろいろなことを含めて書かれれば、例えばそういうことを阻害しない形で整備ができればそれにこしたことはない。あるいは実施していくに際してこのあたりのところをクリアしなければ実際に実現できないんだという、事業の実現のためのコンサーン、考えというか懸念というか、そういったものの制約条件としてこんなものがあるからこうなんだというふうに、やはり前のほうに書かれたほうがかえってわかりやすいかなと思います。それは最初のところの目的というか、課題の把握というところで

すね。自然的課題ばかり書いていますが、今みたいな話も課題だと思うので、そこら辺を書かれたらいいと思います。

ただ、やはり事業を進められていって、例えば今の整備の仕方でも、それでももう一度台風が来て、汀線がぱっと下がってしまうということがあったらどうするんだと。そのときはまた違うことを考えなきゃいけないということなのかもしれません。必ず漁業を守って、地引網を守って、必ず背後の住宅地やインフラも守れるのかと、そういう議論はやはりあると思うので、その辺のところは僕は、少し行き過ぎた議論になるのは心配するところです。私としては両方、やはりバランスの中で考えていくべきもので、方針としては今ので結構です。しかしちょっとそちらのほうへ、もちろん主義主張の話ですからそれはあると思うんですが、そういう議論が出てきましたので、私としては少しほかのところも強調していただきたいと考えます。

以上です。

○佐藤委員長

今ご指摘いただいたようなことは、実はこの検討委員会ではさんざん議論をした結果、こういうふうになっておりました。

○多々納委員

そうですね。

○佐藤委員長

今、ここにお示しいただいている計画段階の資料だけでは、ちょっとそこまで書き切れないのかなという面はありますが、先ほど関根先生からもご指摘があったように、そういう場を継続的に設けていただくことが大事だということは、十分ご認識いただいて進めていっていただけたというお答えでしたので、そういう整理にさせていただきたいと思います。

○多々納委員

よろしくをお願いします。

○佐藤委員長

で、我々がやらなければいけないのは、集約するとすると10ページ目の、1つはこのプロセスが流れに沿った形で、外形的にも実質的にもきちんと進められているかという確認と、最終的な判断、岩盤型施設という名前は私もちょうと、十分伝わりにくいなと思っていまして、浜漂砂制御工というのはどうだと言ったら、そっちのほうの方がわかりにくいですよなんて言われたことがあって、ちょっとこれは考えなきゃいけないと私自身も思っていますが、そういうことは進めていくとして、適正に客観的なデータに基づいて判断をされているという確認はしなければいけないと思いますので、その点に関しては皆さん、ご了解いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐藤委員長

あわせて11ページに、手続としては都道府県に照会するという手続がございますので、それもやられているということをあわせてご確認いただければと思います。

そうしますと、今いろんなご意見をいただいて、基本的には、公表する資料だからもう少しわかりやすくするのがよかろうと。言葉の使い方と、漁業をどういう形で出すかということも含めて修正いただいた上で、資料として公表していただければというふうに思います。

ほか、全体を通じて何かお気づきの点、ご発言されたいことがありましたらお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは議事は以上といたしまして、以後の進行を事務局のほうでお願いいたします。